

令和 4 年 6 月 3 0 日

(名称) 富里市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

富里市の公共交通は、千葉県内において唯一の鉄道駅がない市であり、民間路線バスを中心とした交通網が形成されている。

全体的な運行概要としては、民間路線バスについては、千葉交通株式会社がJR及び京成成田駅、JR八街駅等を発着し、富里市内をつなぐ7路線8系統、民間路線バスの運行区域範囲外を中心に、市コミュニティバス（通称：さとバス）が2路線、市デマンド交通が3区域を運行している。さらに市内に営業所等を置くタクシー会社は2社存在し、市域全体を運行区域としている。

以上のように、これまで市内の主要施設を連絡し、民間路線バスやタクシーなどの公共交通を補完するべく「さとバス・デマンド交通」を運行してきたが、多様化する市民ニーズや高齢化への対応などの課題を解決するため、公共交通利用者のニーズ結果を踏まえ、「さとバス」をデマンド交通に転換するとともに、デマンド交通の更なる充実を図ることを目的に、新デマンド交通を令和4年10月1日より運行し、市民の利便性向上に繋げる。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

新デマンド交通の利用者数を10,453人以上とする。

(富里市地域公共交通計画 P57 参照)

(2) 事業の効果
新デマンド交通を市内全域で運行することにより、市民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、外出促進・地域活性化につながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
利便性の向上を目指し、きめ細やかに乗降ポイントを増設し、運行エリアの拡大など面的機能の拡充を図る。また、運行時間を9時間から12時間に拡大するとともに、運行日を平日のみから365日運行へ拡大する。(富里市)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行する新デマンド交通について、その運行に係る費用のうち、富里市から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分が富里市の負担となる。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケート ・住民ヒアリング 等
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果	
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額	
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・令和3年 4月27日(第1回) 地域公共交通会議設立 ・令和3年 7月 7日(第2回) 地域公共交通計画策定に係るアンケート調査 ・令和3年10月29日(第3回) アンケート調査結果について ・令和3年12月22日(第4回) 地域公共交通計画(骨子案)について ・令和4年 2月21日(第5回) 地域公共交通計画(素案)について ・令和4年 3月16日(第6回) 地域公共交通計画(案)について ・令和4年 4月25日(第1回) 新デマンド交通運行計画(案)について ・令和4年 5月27日(第2回:書面開催) 運行計画(案)について委員全員の賛成にて決定した。 ・令和4年 6月29日(第3回) 新デマンド交通事業者選定結果、地域公共交通計画認定申請書提出について	
19. 利用者等の意見の反映状況	
地域公共交通計画策定に当たり、市民アンケートや利用者アンケート等の各種調査を実施し、結果を公共交通計画に反映させた。 また、パブリックコメントも実施したところ、デマンド交通拡充に関する意見・要望が多く寄せられた。 これらの意見に基づき、新デマンド交通の運行計画を策定した。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県富里市七栄652-1

(所 属) 富里市企画財政部経営戦略課

(氏 名) 太田 信之

(電 話) 0476-93-1118

(e-mail) koutsu@city.tomisato.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の確 保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
富里市	事業者未定	(1) 富里市新デマンド交通		市内全 域、市外 乗降ポイ ント(京成 成田駅、 京成酒々 井駅他)か ら市内間		往 km 復 km	365日	13,870回			区域運行	①	・JR八街駅バス停で補助対象地域 間幹線バス系統である千葉ブラ ワーバス八街線と接続。 ・京成成田駅及び京成酒々井駅で 地域間交通ネットワークである京成 電鉄京成本線と接続。 ・JR成田駅で地域間交通ネットワ ークであるJR成田線、総武本線、常 磐線と接続。 ・JR酒々井駅で地域間交通ネット ワークであるJR成田線と接続。 ・JR八街駅で地域間交通ネットワ ークであるJR総武本線と接続。 ・富里バスターミナルにて広域交通 である高速バス匠達・富里～東京 線と接続。	①
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表 1 添付書類

計画運行回数等の算出根拠が分かる資料

○富里市新デマンド交通

・計画運行日数 365日

・計画運行回数

現在運行中のデマンド交通（定時・定路線型）の令和3年度実績が平均31回／日であったことから、他の自治体の事例において、定時定路線型からフルデマンドへの切替時の利用増加率で最も多かった事例が20%増であることから、運行回数の20%増を見込んだ。

$$31\text{回} \times 120\% \div 38\text{回}$$

$$38\text{回} \times 365\text{日} = 13,870\text{回}$$